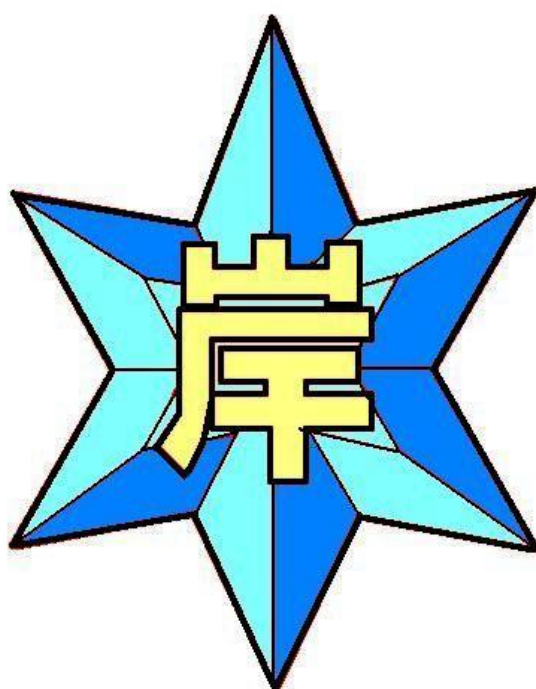


学校いじめ防止基本方針



岸和田市立岸城中学校

R6. 4 改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

また、いじめを学校のみの問題にとらえず、学校・家庭・地域など、子どもを取り巻くすべての関係者が、それぞれの立場から真剣に取り組むことも重要である。その取り組みが地域社会の中で、いじめを許さない雰囲気醸成する。

子どもの障がい等の特性への理解を深め、個別の支援計画・指導計画を活用し、指導・支援することも重要である。また、外国にルーツのある子ども、LGBTに係る子どもなど、特に配慮が必要な子どもについては、保護者とも連携を深め、必要な指導を組織的に行う。

さらに近年、スマートフォンなどの情報端末の普及により、インターネットやLINE、Twitter、Instagram、TikTokに代表されるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを介したいじめも生起している。インターネットの特性から、ネット上のいじめは、不特定多数から、即座に、様々な形でいじめを受けることになり、また、発見や対処も遅れることもある。また、対面式のコミュニケーションでないため、コミュニケーション能力が未熟な子どもたちには、問題が複雑化・深刻化することも懸念される。

本校では、「知・徳・体、調和のとれた人間の育成」を教育目標としている。学校教育計画の中には、「いじめ・不登校ゼロを目指す」ことを位置づけ、生徒のサインを見のがさない対応や和やかな学級づくりに取り組んでいる。すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、さらに、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主担者、各学年主任、各学年生徒指導養護教諭、生徒会主担者、人権教育主担者、スクールカウンセラー、児童生徒支援コーディネーター、必要に応じて外部専門家

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、毎月開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

学校基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

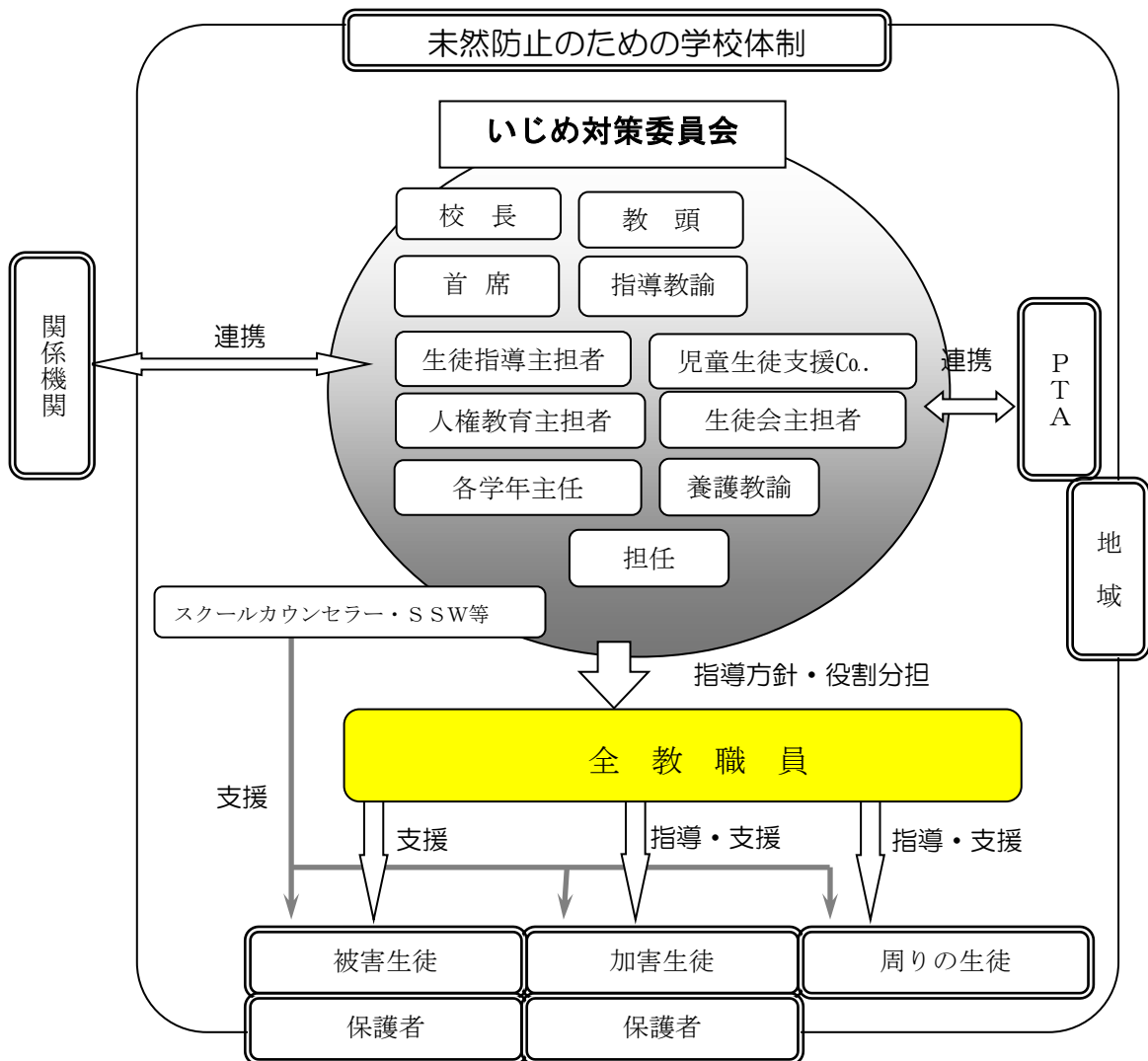
岸和田市立岸城中学校 いじめ防止年間計画				
	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	生徒指導全体会 (職員向け) 入学式・始業式 生活アンケートの実施 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	生徒指導全体会 (職員向け) 始業式 生活アンケートの実施 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	生徒指導全体会 (職員向け) 始業式 生活アンケートの実施 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	アンケート確認 第1回 いじめ対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	生活環境カードにより把握された生徒状況の集約	生活環境カードにより把握された生徒状況の集約	生活環境カードにより把握された生徒状況の集約	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員間による授業研究、相互参観
6月	家庭訪問による家庭状況把握 宿泊学習(集団づくり)	家庭訪問による家庭状況把握	家庭訪問による家庭状況把握	
7月	生活アンケートの実施 情報モラル学習 (生徒・保護者向け) 保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 終業式	職場体験学習 生活アンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 終業式	修学旅行(集団づくり) 生活アンケートの実施 保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 終業式	アンケート確認 第2回いじめ対策委員会(進捗確認)
8月	始業式 生活アンケートの実施	始業式 生活アンケートの実施	始業式 生活アンケートの実施	アンケート確認
9月	個人面談	個人面談	個人面談	教育相談週間 第3回委員会(状況報告と取組みの検証)
10月	体育大会 (集団づくり) 生活アンケートの実施	体育大会 (集団づくり) 生活アンケートの実施	体育大会 (集団づくり) 生活アンケートの実施	アンケート確認 教職員間による授業研究、相互参観
11月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	
12月	合唱コンクール (集団づくり) 終業式	合唱コンクール (集団づくり) 終業式	合唱コンクール (集団づくり) 終業式	
1月	始業式 生活アンケートの実施	始業式 生活アンケートの実施	始業式 生活アンケートの実施	アンケート確認 第4回委員会(年間の取組みの検証)
2月	生活アンケートの実施	薬物防止学習 (生徒向け) 生活アンケートの実施	人権学習 (生徒向け) 生活アンケートの実施	アンケート確認
3月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 修了式	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 修了式	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 卒業式	

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるのかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (2) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高めあえるような集団作りに努める。
- (4) 肢体不自由、病弱・虚弱の生徒が登校を選択できる集中校として、障がいの有無にかかわらず輝ける教育活動を組織的に計画・実施し、同じ中学生としてお互いの個性を尊重する態度をはぐくむための人権教育を展開し、人権意識を一層高めていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を学期ごとに1回以上実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- (2) いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- (3) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭訪問や期末懇談での情報共有、また、普段から生徒が示す小さな変化など、保護者と情報共有し、健やかな成長を支援していく。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、丁寧に事実確認をする。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導とその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を進めるとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題として教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育大会や校外学習、合唱コンクール等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 感染症によるいじめへの対応

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し、学校においても感染者の発生が継続している。こうした中、感染者やその家族、感染症に関わる人に対する接し方について、生徒が自ら考え、行動できるように指導を行う。

また、生徒・保護者等から感染症の症状や検査等についての相談や連絡があった場合は、丁寧に対応し、不適切な対応により偏見や差別・いじめが生じないよう、個人情報の取り扱いには十分配慮する。

8 いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいること、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも 3 か月を目安）②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている必要がある。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

9 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

※いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する。